

平成30年度 第1回新宿区子ども・子育て会議 会議要点記録

日時	平成30年7月3日（火）午前10時から午前12時まで
開催場所	新宿区役所本庁舎6階第二委員会室
出席者 （名簿順）	神長美津子委員、高橋貴志委員、東琴乃委員、小池紗枝委員、齋藤宏子委員、渡邊寛子委員、米山厚司委員、青野啓子委員、千葉伸也委員、石渡登志江委員、前田香織委員
欠席者	宮崎豊委員、北川裕士委員、青山章子委員
開催形態	公開（傍聴者2名）
次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 新任委員紹介 3 会長挨拶 4 議題 新規開設の保育施設について 5 報告 （1）待機児童解消に向けた取り組みについて （2）学童クラブ及び機能拡充放課後子どもひろばの登録状況について （3）私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度移行について 6 その他 7 閉会

1 開会

2 新任委員自己紹介
資料1に基づき紹介(2名)

3 会長挨拶

4 議題
新規開設の保育施設について

（事務局）資料2-1、2-2に基づき説明

（委員A）前回の会議の議論の中で、区に何でもやってもらうという考え方ではなく、ない中で知恵を絞りながらやっていくべきという意見や、働かなくてはならないお母さんのニーズを働かなくてもよいお母さんにまで行政が便宜を一生懸命提供するのは少しずれているのではという意見、また公費で全部やらなければいけないということではないという旨の発言があったと記憶している。

一方で、児童福祉法第24条の1項には、市町村は保護者の労働または疾病その他の事由により、その看護すべき乳児・幼児、その他の児童について保育を必要とする場合においては

保育しなければいけないということが定められている。この法をもとに、この会議でも待機児童解消のための話し合いが持たれるべきものと認識をしているが、区の見解を伺いたい。
(事務局) 児童福祉法に定められている保育の実施責任というのは、区としてしっかり自覚をした上で、こういった保育所整備の案件を事業計画に基づいて進めている。多様な働き方がある中で、一時保育や定期利用保育など、認可保育所以外のさまざまな事業を展開しているところである。

ただ、そういったもの全てを一から十まで行政が行うのか、むしろ保育の実施の責任という観点からは、当然その責任を遂行していくということは問われることとは思うが、そういう事だけでなく地域として全体として子育てを支援していくという事では、その全てを行政が行うということではなく、その地域の中のNPOを初めとするさまざまな団体や、あるいはその団体には属さない地域の方々の協力も得ながら、この新宿区の子育て支援を進めていく必要があると考えている。

ですからその中で子育てに貢献をしたいというような団体や個人の方々が、必ずしも行政や補助金を頼ることなく、子育て支援に取り組んでいくような活動があるのであれば、区としてもお願いしたいところであり、必要があれば支援もしていきたいという考えを持っている。

(委員B) 資料2-2 飯田橋ガーデン保育園について、新しい複合施設ができることに伴って開設されることはとてもいいことだと思う。

園の定員について、60名程度であり大規模とまでは言えないと思う。この新しい複合施設の共同住宅は大体何家族ぐらい、何戸ぐらいで、それに対してこの定員数は余裕があるものなのか、施設のキャパシティー上これが限界なのか、伺いたい。

(事務局) この複合施設はホテル棟と住宅棟に分かれている。新宿区では100戸以上のファミリー世帯が入るようなマンションには保育所の設置要請をしているが、今回は要綱に基づいて設置を要請する施設ではない。

(委員B) この共同住宅は100戸以上ではないが、区側の働きかけでできることになったのか。それとも、この複合施設の事業者側からの提案なのか。

(事務局) 事業者からの提案を受け、子ども・子育て支援事業計画にも合致することから設置するに至った。

5 報告

(1) 待機児童解消に向けた取り組みについて

(事務局) 資料3、4、5に基づき説明

(会長) 事前に質問が寄せられているので、事務局より説明をいただく。

(事務局) 事前質問を紹介させていただく。待機児童解消に向けて、新設園を開設することで、新宿区では3歳児以上のところで定員割れをする現状はあるのか。また、それを踏まえてどのような取り組みを行っているかという質問である。

(事務局) 新宿区内の園のうち、新設園については3歳児以降のところはすぐには埋まらず、進級することにより定員いっぱいとなる状況にあるので、まだ空きはある。

ただ、今後、幼児教育無償化の動きや潜在待機児等も考慮すると、こういった3歳児以降

の空きというのとはなくなっていくということも想定される。

就学前人口のピークは平成34年であると新宿区自治創造研究所では推計しているの、そのことを踏まえても、今後3歳児以降の空きが出にくくなる見込みである。

(会長) 今の質問に対する回答も含め、意見をお願いします。

(委員C) 資料3について、申込者と待機児童数の推移だけ書いてあるので、あと1行足して、待機児童数を申込者数で割った数のパーセンテージ表記を追加したほうがせつかくの取り組みが目に見えてよいと思う。

(委員A) 2点質問がある。1点目は、出生数は横ばいだが就学前児童人口は増えているということは、新宿区に入ってくる子育てファミリーが多いということなのか。

2点目は、保育園が持っている役割の一つとして、育児ノイローゼ気味だったり、緊急措置的に保護しなければいけないお子さんを一時保育として預かるという子育て支援機能としての役割があると思うが、待機児童問題で後回しになってしまっている状態なのかと見ている。資料4にある「空き保育室型定期利用保育」と「専用室型定期利用保育」でその保護機能を果たしているという理解でいいか。

(事務局) 1点目の質問について、委員ご指摘のとおりである。新宿区の出生率自体にそれほど変化はないが、これだけ就学前児童人口が増えているということは、大規模な開発の中で大きなマンションが建つことでファミリー層が流入してきている。

(事務局) 2点目の質問について、定期利用保育は、あくまで待機児童対策の一環として実施している最長1年間の契約でのお預かりなので、子育て支援の機能、地域の未就園児の親子等を対象とするような事業ではない。

質問の趣旨に沿った事業としては、子ども園が、まずその法律に基づいて子育て支援の事業を実施するという事になっている。

保育園も似たような事業はあり、施設や園庭を開放して未就園児の親子を迎え入れて講座等を開催したり、子育て相談についても受付をしているような実施体制はとっている。子ども総合センターでの相談窓口もある。課題としては、そういう窓口につながらない方々もいるので、例えば保育園や子ども園では、公園に子どもを連れて散歩に行った際などに、その場で遊んでいる親子に子育て支援に関するチラシを配布するなど、周知に努めている。

(委員D) 3点ほど伺いたい。

1点目は、25名の待機児童の内訳を伺いたい。

2点目は、待機児童の内訳で、もしお子さんに医療的なケアが必要であるケースや、外国籍の家族で両親の就労要件が満たされていないケースなどの特徴がある場合は、ちょっと心配だと思う。医療的ケア児の例では、お子さんの介護のため寝る時間すら取れないので、積極的に保育施設で預かることは検討できないだろうか。また、外国籍のお子さんの例では、言葉や日本での社会生活に遅れをとらないように、集団生活を身につける場として保育園を活用できないだろうか。外国人向けにわかりやすい資料等は用意されているのか。

3点目は、小規模の保育園の増加により、その保育園から1人で小学校に上がるお子さんが増えている。そのお子さんの集団生活への不安に対応するのに、教員も苦勞している印象である。政策的に小規模園で待機児童を解消するということのデメリットの側面として、小1で集団の中に一人で入っていく子どもたちを、どのように小学校とつなげて連携している

のか。

(事務局) 1点目の待機児童の内訳は、夫婦で働いている保護者の方が13名、自営の方が4名、求職は内定している方と求職活動中の方で7名、疾病の方が1名で、合計25名である。

(事務局) 2点目について、まずこの25名の中には、医療的ケアが保育園で対応できないために待機していただいている方等は含まれていない。

医療的ケア児への対応については、児童福祉法の改正を受け、子ども家庭部だけでなく福祉部や健康部等も交えて、区としてどう体制を整えていくべきか検討している状況にある。

障害児保育については、まずは基本的にそれぞれの園で2名は受け入れる体制を整えている。それ以外に、診断はおいてないが保育する上で配慮が必要なお子さんも多数いらっしゃるので、入園の申し込みを受けた際に、集団保育が可能かどうか個別に状況を判断しながら、入園の可否を決めている。

また、外国籍のお子さんも多数いらっしゃるので、基本的な事項を伝えられるよう外国語を併記した入園のしおりなどを各園で用意するほか、通訳を派遣するような事業も行っている。

(事務局) 3点目について、小規模園では園内での集団行動は難しいところもあるが、地域別にグループをつくって交流していくことで、集団に触れ合う機会をできる限り得られるように取り組んでいる。一方では小規模だからいいという声もある。

(事務局) 3点目の質問について、教育委員会では入学前プログラムというものを家庭教育支援という目的で、毎年、各小学校で実施している。

具体的には入学前の診断のときや、学校によっては入学後に、お子さんには入学前にお友達をつくってもらえるような場を提供しつつ、保護者に対しては、講師の方を中心に叱り方などのプログラムをやりながら、一方で保護者同士の集団づくりもサポートすることで、小学校に入ってからスムーズに集団づくりができるようにこの事業を進めている。

(委員A) 横浜のある保育園に見学に行った際に、年長さんが園でつくっているお便りを近くの小学校にみんなで届けるという活動をしていると伺った。子どもにとっては小学校の雰囲気を感じ取るための良い機会を得られる活動だと思ったので、よければ新宿区の保育園にもこの園の取り組みの情報を流していただいて、子どもの小学校への憧れを伸ばせたらと思う。

(会長) 今は新宿区も含め全国的に、保育所と認定こども園と幼稚園とを含めて、幼児教育と小学校をどう捉えていくか、先生方の意見交換の場を設けるような取り組みをされていると思う。小学校の雰囲気に慣れるみたいな部分もあるので、小規模園の子どもだけでなく、ほかの子どもにとってもプラスになることもあると思う。小規模の子どもたちがふだん生活している雰囲気と、大きいお兄さん、お姉さんがたくさんいる雰囲気は大分違うと思うので、そこは気を使いながら幼保小の交流などを積極的に行ってほしい。

(委員B) 新聞にて、建物はあるが保育士の不足により本来とれる定員をとり切れないでいる市区町村が全国的にあるという記事を拝見したが、新宿区では保育士の不足が理由で、本来設けられる定員より下回ったケースがあるか。また、新規保育園はほぼ民営だが、新規園の開設のため民営で保育士が不足になった場合、区ではどのようなサポートをしているのか、もしくははないのか。

(事務局) 今までに実際に保育士が集まらず、定員を減らしたということはない。

しかし、保育士が非常に不足しているという実態はあるので、定員が埋まらないであろう上の歳児を少し小さくするというのは、事業者のほうで考えているところである。「空き保育室型定期利用保育」も実施しているので、事業者と相談し、区の考えも伝えながら定員設定をしている。

保育士の確保については、現状区では不足はないが、事前に事業者に対して保育士の早めの確保をするよう助言している。

(委員D) 新宿では深夜の時間帯に働いている親も多く、保育園は空いていないためベビーホテルのような施設にお子さんを預けているという話を聞く。区の管轄ではないのかもしれないが、このような認可園でもなければ、最低基準も満たしているのか不明な施設に区が指導するようなことはあるか。

(事務局) 仕組みでは、認可外保育施設の届出は東京都が受け、国が決めている最低基準を満たしているかどうか東京都が指導、検査を行うという役割分担になっている。ただ、新宿区民のお子さんをお預かりいただいているというところから、東京都から立ち入りの際に区も同行しないかというお声がけをいただいているので、その際には区の職員も同行し、中の様子等を把握するように努めている。

ただ、広いスペースがないような園もあるので、権限のない区の職員は立ち入りを断られるような実態もあるが、そこは粘り強くアプローチをかけている。

(委員D) その立ち入った先の施設がどのようなところであったのかが全くわからないので心配している。

(事務局) 担当になって2年目であるが、これまでに、東京都より確実に違反であった施設の話は聞いていない。衛生面の問題で、1つの毛布で2人のお子さんが寝ている施設があり、一人一人に毛布をかけてくださいという東京都から指導があったということは区でも把握している。そういった情報を得た場合は、その後機会があるごとに、改善されたかどうかを確認し、改善に向けて事業者を促しているところである。

(委員E) 感想だが、やはり整った環境や衛生的なものは理想的だと思う。なので、両親がせっぱ詰まってネグレクトになってしまったときに、誰かとつながる場所やコミュニティ等を用意することが、民間でできることなのかなと思う。ニーズのあるところに必要なサービスを届けていくことの工夫を、まだまだ民間の立場から考えていく必要があるということを改めて思った。

(委員F) 出生数以上に流入人口があるということで、待機児童対策を幾らやっても、今後も流入人口がある限り解消されることはないと思う。全ての就労に対して保育を担わなければいけないとなると、幾らつくっても間に合わないのでは。新宿区は事業者にとっても好条件で、流入人口増加に伴い運営事業者もそれに応じて増えていくであろう。

新宿区の保育士や保育園に対する処遇改善とか家賃補助も、かなりいいと伺っている。幼稚園に対しては全くないということも同時に言っているが。

このままいくと流入人口はどんどん増えていくだろうが、こういったことにずっと対応していくのか。ニーズの把握は適切に行われているのだろうか。新宿区としてどのように考えているのか。ついでに、幼稚園教諭の処遇改善はやってもらえるのか。また幼稚園教育要領

と小学校の学習指導要領は連携しているが、保育所保育指針とはつながっているのか。

(委員E) つながっている。

(会長) 今回の改訂で、ほとんどもう幼児教育の部分、幼児教育を行う施設として、保育所保育指針が改訂されてきているので、内容的には円滑な接続ができるような方向には動いている。まだまだその待機児童との関係の中で、どこまで応じられるかというのは課題が多いのかなと思う。

(委員G) 幼保小連携のところを例に挙げると、幼稚園も保育所も認定こども園も、小学校との接続に向けて共有していこうという流れはあるが、その場合イメージされている保育所というのは、いわゆるザ・保育所である。幼保小連携を小規模保育の枠組みで考えたときのやり方について、これから詰めていかなければならない内容がたくさんある。保育者一人ひとりの資質向上という話も絡んできて、アプローチカリキュラムとかスタートカリキュラムという言葉だけ始まっている。保育園も幼稚園も認定こども園も小学校に向けてのアプローチを考えていくのだが、それをどうするかということを考えるのはやはり保育者一人ひとりであり、資質向上のための場を公平に用意しておかなければいけない。公立の幼稚園や公立の保育所は保障されるが、そうでないところ、ましてや認可外となるとかなり怪しくなる。

しかし、子どもは同じ子どもだから、小学校に接続するときには公平にしなければいけないため、まだ問題は山積だと思う。そういった意味では、新宿区がいろいろな案を出していくということはすごく大事なことだと思っている。

(会長) 量を確保するときに質をどう担保していくかということとは、拡大するほど質の充実に入力を入れていかないといけないということだが、それぞれの地域の特色というものがあるので、それぞれの地域に応じたアイデアを出し合いながら質の充実を図っていくことが大事だと思う。

今、質の確保に向けて研修制度をどう見直すかという話題が、全国の私立の団体で出てきている。先生方を確保することも大事だが、その先生方の持っている資質というのは保育の質に大きくかかわってくるし、またカリキュラムの問題も質に大きくかかわってくるので、そういったことを新宿区としてどうするのかということとは、今度はあわせて考えていくことが必要なのかなと思う。

(委員H) 今年の2月に新宿区の教育ビジョンがまた新たに策定され、その中には、乳幼児期から中学校までの一貫した教育ということを実施として出している。

各小学校を中心とした保幼小の合同会議を必ず行うよう区からの指導がある。各小学校の校長先生も今度のスタートカリキュラムやアプローチカリキュラムのことは、とてもよく考えてくださっている。

この6月も、各校で公開授業というのをやっていると思う。その案内は、もちろん区報にも出ているし、私たち乳幼児施設もその区報によって保護者に情報を伝えるなど、双方で協力しながら小学校とつなげていくというのは大事だなと思う。

(会長) 今後も量の確保と質の確保ということは課題にしながら進めていきたい。

(事務局) 委員Fからの質問に回答させていただく。

実際に、この30年4月入園の申し込みの中で、転入による申し込みが非常に増えたという状況があり、流入が非常に顕著になってきていると実感している。

今後のこの子ども・子育て支援事業計画では、新宿区自治創造研究所が出している人口推計をもとにニーズを測っている。国が出しているガイドラインに沿っているが、基本的には保育申し込みをした方ではなく、保育認定を受けた方の数を就学前人口で割り返したものがニーズ率と考えている。それに今後の伸び率をかけて、子ども・子育て支援事業計画の推計をしている。

ニーズの把握の方法は以上で、また基礎となっている自治創造研究所の人口推計についても、西新宿の再開発を踏まえたものとして数字が出ているので、的確にニーズ把握はできていると考えているところである。

(事務局) 委員Fからの私立幼稚園の処遇改善の質問について、全体のバランスなどを見ながら今後も委員初め私立幼稚園の皆様ときちんと話を進め、処遇改善を含め補助制度について検討させていただくつもりである。

(委員A) 保育園の育児休業中の保護者より相談として受けた案件で質問がある。昨年10月から育児休業期間が最大2年まで延長できるようになったが、新宿区ではそこまで対応していないので、1年半を経過すると上のお子さんが保育園を退園になってしまうから、それまでに復職しないといけないと言われたとのことであった。区からの回答としては、2年に改正するめどは立っていないということ、下のお子さんが4月から7月生まれだと上のお子さんは退園になり、下のお子さんが8月以降の生まれだと退園とはならず、下のお子さんの入園採点時も兄弟優先が加味されるという回答であった。母親としては休みたいけれどもこのような事情があって休めず、上のお子さんの環境の変化を考えると復職を選択せざるを得ないということもあるようなのだが、この2年への延長に改正する検討はなされているのか。

(事務局) 育児・介護休業法の改正に合わせての2年の事。その2年にあわせて育児休業を取得された方や、既に在園しているお子さんがいて育児休業を2年に延長する場合のところの対応について、今、従前のやり方を変えることは考えていない。

区は認可保育所、こども園、認証保育所や定期利用保育などを展開している。また、その他の認可保育施設を利用する場合の利用調整なども行っている。これらについては、復職の希望があれば、育児休業の期間が終了するまでには、基本的にはその保育を確保できると認識している。

この2年間ぐらいのところでは、1年半を経過した結果、入園するのに大変になった方がいらっしやった。1園希望ではなかなか入れない現状があるので、近隣も含めて可能な園を探してくださいというお願いをずっと続けてきた。複数園希望になったのが直前の1月辺りであったので、そのときには間に合わなかったが、結果として4月に入園できた。

区として保育所を整備し、利用を希望される方が入園できるような状況を整えることはもちろん必要だが、通園が可能な園を複数園希望したり、認証保育所や定期利用保育等もご検討いただければ、預け先は見つかると考えている。よって、2年に延長して在園を継続できるような検討は現在行っていない。

(2) 学童クラブ及び放課後機能拡充放課後子どもひろばの登録状況について

(事務局) 資料6に基づき説明

(委員A) 何度もお伝えしていたところだが、資料を拝見するに、詰め込みの大規模化とい

うのが学童の問題であり、1人当たり1.65㎡や40名の適正規模というのを守っていない状況が常態化してしまっている。昨年も何人か定員を増やしていただいた記憶があるが、今後の計画についてあれば教えてほしい。

(事務局) 今後、定員を増やすということが計画的にあるという状況ではない。

児童館の中にある学童クラブや小学校の中にある学童クラブでは、お子さんが過ごす場所をどのように工夫して確保できるだろうかということを考えている。例えば児童館では様々な部屋があるが、学童クラブのお子さんは学年ごとに下校する時間がずれているので、一番利用者の多い時間に学童クラブのお子さんが利用できる部屋をもう一部屋増やす。その場合、一般利用のお子さんが利用できる部屋が減る心配があるので、例えばそういう時間に集中して遊戯室で事業を展開し、一般のお子さんがそちらに行きやすい環境をつくる。そういった事業の展開の中で工夫をするような仕組みをとっている。

(委員B) 資料3の保育園の待機児童の状況と、資料6での学童クラブの状況を見ると、保育園に対し学童クラブの定員数はほぼ横ばいであり、このギャップに驚いた。新宿区は保育園のパパ、ママにとっては住みやすく働きやすい環境だが、年々需要も増えていく中で、学童の定員がフラットなことや、現状のキャパシティで様々な工夫はされているが今のニーズに合うような劇的な改善はちょっと見込めない、ということを見ると心配である。

民間の学童をもう少し誘致していただけないかと思う。ネットで大手の民間学童の事業者のサイト等を幾つか拝見したが、新宿区には大手のところでは殆どなかった。せっかく保育園の施設が充実しているのに、小学校に上がって急に環境がよくなるのはもったいないという気がする。

区で保育園みたいに専用の建物を建て学童クラブを行うことは多分難しいと思うし、補助金とかも難しいとは思いますが、例えば空き施設を紹介するなどして、民間で入っていただける学童を誘致していただけないだろうか。エリアによってもばらつきがあると思うので、例えば落合地区は保育園も建てにくいような地区で、隣の区の民間学童を検討するにも遠かったりする。保育園だと認可では価格面だけでなく、まだ言葉をしゃべれない子どもの安心・安全という面ですごくメリットがあると思うが、小学校になってくると保護者や本人のニーズも広がるので、民間は民間でいいところがあるし住み分けられると思う。この需要の大きな伸びにうまく対応し分けていけると思う。

(事務局) 現在、新宿区で民間学童クラブ3所に対し運営費の助成をしている。この3所は新宿区で放課後、いわゆる学童クラブ事業として届出をしているすべての事業所である。

こちらでもネット等で探してみると、民間の学童クラブをやっているという記載がある事業所があったが、そこは児童福祉法に基づく民間学童クラブの事業の届出をしているという仕組みではなく、放課後の居場所を民間が提供し、学習の支援などさまざまなメニューを工夫している事業者であった。新宿区で運営費助成をしているのはあくまでも児童福祉法に基づく学童クラブを運営する場合で、新宿区が基準として求めている支援員の配置などをクリアする事業所である。一番古いところが社会福祉法人杉の子会運営のエイビイシイである。もう一つは、高田馬場第二の学童クラブがかなり定員いっぱいになった際に民間学童クラブを広く求め、その結果1事業者に今も引き続き運営をいただいているのだが、利用が伸びず定員に余裕があるという状況にある。もう一つは、委員より区が空き施設などを提供す

るなどして誘致したらどうかというお話があったが、ちょうど今、旧西戸山第二中学校が跡施設活用の検討をするときに保育園と学童クラブの両方を運営してくれる事業所を求め、結果しんえいもくもくに運営をしていただいている。

今のところ、残念ながら区の空き施設を活用できそうなところがないので、いわゆる劇的な対応というのが難しい状況ではある。しかし、小学校の中での居場所を学校のほうでもいろいろ工夫をしており、教室の提供なども毎年のように調整をしていただいているところである。今後も、学童クラブの需要ももちろんだが、それに限らず、小学生の放課後の居場所をどうするかという視点でも考えていきたい。

(会長) 資料6の定員数というところに、その民間の補助をしているところは全く入っていないという解釈でよいか。

(事務局) 資料6の定員のところには、民間の学童クラブの定員120名も含んでいる。

(委員C) 児童館の学童クラブや放課後子どもひろばは子どもであふれている。宿題をやりたいときにも、ひろばが使わせてもらえる教室が1個しかないような状況なので、図書館などが利用できるとうありがたい。

(事務局) 学校図書館の放課後の利用について、現在取り組みを始めているところである。昨年度はモデルで5校、今年度は拡充して小学校15校で週2日開放している。主にひろば利用者の方の利用がほとんどだが、来年は全小学校の開放に向けて進めている。今後は利用状況等を見ながら進めていく。

(会長) その図書館というのは、開いてはいるが人の配置がされていないということか。

(事務局) 人の配置の問題があって、これまで放課後に1回下校した児童が来ることはできなかったところを、人を配置して、週2日利用できるようにしている。

(委員D) 学童クラブで、不登校で学校に行けないお子さんとかの受け入れとかをしてくれるといいなと思う。区で運営していることの長所として、巡回の心理職の先生が来ることがあるので、不登校のため学校には行けないが、地域のほかの居場所を求める家庭の手助けになるのかなと思う。

もう一つは、新宿では色々な職種の方が多く、夜の学童クラブのニーズも多い。他県の事例で、民間の未認可の保育園の方が、夜の夕食の提供と学童の事業をやっているようなものがあると聞いたことがあるが、そういったことは検討できるのか。

(事務局) まず、不登校の子の居場所としては、学童クラブではなく、児童館や子ども家庭支援センターを紹介する。特に子ども家庭支援センターでは、踏み込んだ相談もできるような相談員を配置している。例えば榎町子ども家庭支援センターは、以前は実際に、学校には行きづらさを感じているお子さんがかわりにそこに通うというような使い方をされていた。

2点目の、夜のニーズというところで、先ほど紹介した民間学童クラブのエイビイシーでは、夜10時までは区の学童クラブ事業として、それ以降は法人独自の仕組みとして運営している。区の運営費補助とは切り分けた形で独自のという取り組みにはなるが、夜のニーズに対応している法人があるということを紹介させていただく。

(事務局) 教育センターの中にあるつくし教室は、不登校のお子さんが何とか自分の学校に戻れるための訓練も兼ね、1年単位で通う施設である。利用者は小中合わせて4月で大体10人ほどから始まり、年度末だと20人程度の利用になる。

(委員A) 実際にうちの子が通っている落合第四小学校はクラスが増えていることもあり、今後学童クラブの部屋を確保することが厳しくなると思う。前からお伝えしているが、幼稚園のお子さんが帰った後のスペースをうまく活用できないだろうか。

また落合第四小学校の学区に児童館をつくってもらいたい。この前高田馬場第一児童館にて、学童クラブを卒所した中高生と小学校低学年の子たちが一緒にこま回しをしていた光景を目撃し、このような縦のつながりは児童館併設ならではということも感じた。このような小、中、高を見据えたときの子どもの居場所といったところを、学童クラブだけでなく児童館、教育委員会と一体となって考えてもらいたい。

(事務局) 各施設について、それぞれ状況があると思うが、学童クラブが学校内に設置されていないところについては、教育委員会も一体となって幼稚園園舎の使用の可能性を検討していきたい。

(事務局) 小学校についても、放課後利用可能な教室については、特別教室を中心に話を進めてきた。幼稚園も同様だが、子どもたちが帰った後の教室環境の整備や準備等で、教室で作業することが多く、次の日の準備をしつつそこにはほかの子どもたちが入ってくるということがなかなか難しい状況である。このような事情により、できる範囲で対応させていただくようになると思う。教員の勤務についても、勤務時間の中で、基本的に子どもたちが来る前と帰った後でしか準備ができないということから考えると、幼稚園の施設利用はなかなか難しいところもあるということをご理解いただければと思う。

(3) 私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度について

(事務局) 資料7に基づき説明

(委員F) 目白平和幼稚園はもう100年以上この下落合で幼稚園をやられている。大変歴史があって、この地域の幼児教育に貢献をされている幼稚園であるということだけお伝えさせていただく。

6 その他

(委員I) 学童クラブより、お子さんの情報が保育園や幼稚園から入ってこなくて困っているという話があった。

小学校に入る際には支援シートなどがあるが、学童クラブというのは生活の場でもあり、学習面だけでなく幼稚園で少し援助が必要だったお子様とかの情報を、どこまで伝えていいのか考えるところがある。もちろん場所や人数を増やすことも必要だが、この連携ということも今後考えていく必要があるということを感じた。

(会長) 支援シートは小学校や幼稚園、保育園と保護者との了解のもとに進められていると思うので、学童クラブも同じようにというわけにはいかないと思う。その辺について、事務局の考えや取り組みの状況等があればお願いします。

(事務局) 現在、保育の事業者の方から学童クラブを所管する部署にそのような情報が来る仕組みはとっていない。

保育園や幼稚園では、支援シートなど保護者の同意があった上で、連絡事項を小学校に上げている。学童クラブでは申込みの際に、保護者の方から直接情報をいただいて、必要な情

報を事業者に伝達する流れになっている。もう少し研究していきたい。

(委員E) 保護者側から伝達することも大事だと考える。学校では言ってくれないものだったり、言いづらいものだったりすることもある。保護者の意識の改革であったり、保護者への伝え方や意識の広げ方というのも提案できたらと思う。

子どもの目線もとても大事だが、保護者の目線、考え方が大きく影響してくるものでもあるので、その理解を広げていくにはどうしていいかというのを審議していけたらいいのかなと思う。

(会長) 今の段階だと、幼稚園や保育園、認定こども園の中で、子どもと一緒に生活しながら指導をしている先生方が、家庭との連携をとるということが基本になっているが、そのことを全ての保護者の方が必ずしも受け入れるわけではない。

(委員E) ほかの保護者から見て明らかに特別な支援が必要なお子さんがいらっしゃっても、保護者の方が認めなかったりすると、非常に難しい問題であるということも補足させていただく。特別な支援が必要だったりするのにもかかわらず、うまく手を差し伸べることができなったりする現状もあるので、保護者に対して、意識改革というものが非常に必要だということを感じている。

(委員H) 今は保育園も子ども園も幼稚園も開かれた園として、常に保護者が入って保育や他のお子さんとのかかわり方も見たりする中で、そういうことを職員に伝えてくださる方もいる。区では、そういう支援が必要な方に専門の学識経験者の方の巡回相談を行い、その先生達と各園が一堂に会して、そのような保護者の方にはどうアプローチしたらいいかなどを話し合う研修をしている。

(委員A) 育児休業中の学童利用のところで、保育園までは手厚く見てもらっていたが、その後お母さんがたまたま育児休業に入ったので学童クラブには入れず、保育園で一緒に遊んでいたお友達は学童クラブに行ったため、放課後の生活が分断されてしまった。ひろばには行って居るが、ひろばはおやつの時間は学童とは別と分断されてしまうので、輪に入りづらくなってしまふ背景があるという話があった。

区に以前、育児休業中で学童クラブを利用したいけれども利用できない保護者の方は各学童で何名ぐらいいるのかを問い合わせたら、1人か2人という話だった。コミュニティが変わるお子さんの精神的なストレスを考えると、育児休業中も学童クラブは利用できるように善処いただきたい。

(会長) 行政がどこまで対応できるかというところで、柔軟にというのはとても大事なことが、線引きということも大事なので、なかなか難しいところもあると感じた。我慢している方も中には居るかもしれないし難しい。

(委員D) 子ども・子育て会議が対象としている子どもの年齢の上限について具体的にお伺いしたい。次に、明石市では子どもの全数面談をされたということだが、新宿区ではそういったことをするのか。また、新宿区の新生児中、半分が外国籍という話を聞いたが、もしこの会議の対象年齢が成人までならば、そこまでの子どもの割合等はどうか。

(事務局) 先に、子どもの全数面談について、子ども総合センターでも居所不明児ゼロという取り組みをやらせていただいているが、新宿区の住民登録をされているお子さんに全員に会

っているという手法ではない。

例えば一つの方法だと、お子さんが保育施設や区立小学校等に通っているならば、まずそこで面談ができる。そのほかに新宿区では子ども医療証があるので、医療にかかっているかどうか分かる。そこで医療の実態がなく、健康診断も来てないようなお子さんを節目で集約し、本当に現在日本にいるかどうか、出入国履歴を入管に確認している。日本国籍のお子さんも同様である。今現在、居所がわからないおひさんはゼロという状況である。

(事務局) 最初の質問である子ども・子育て会議が対象としている子どもの年齢の上限については、18歳未満までとなっている。

(事務局) 最後の質問について、実感としては新宿区には専門学校や日本語学校が多いため、20歳を迎えるタイミングなどに住民登録をする外国籍の方等もいるかもしれないが、裏付けするデータを持ち合わせていない。

(委員G) 最後に簡単にまとめさせていただく。「多様性と公平性」、「分野、領域を超えた連携」、「できることとできないことの整理」、この3点を軸にこれから考えていくことが必要なのかなと思う。

多様性と公平性という点で、多様な状況がある中で、何を公平性として考えるかということ、やっぱり子どもの最善の利益であり、その中で一番わかりやすいのが「安全・安心」で、どういう状況であっても必ず守らなければいけない。これは誰もが共有できることだと思う。

2点目で、発達の支援とはすなわち教育のことである。ただ預かるだけではなく、子どもがその中でどのように学んでいけるかという状況も公平に提供するためには、自分の分野とか領域、自分の置かれているところだけで解決しようとしても絶対に不可能であり、そこは連携しなくてはならない。

そのときにできることとできないことの整理として、例えば行政ではやらなければいけないところと融通をきかせられるところをある程度整理しておく。幼稚園や保育園でもこれはどうしても譲れないが、ここは何か折り合いがつけられそうだなみたいところを、本当に腹を割ったところを出し合わないといけない。

出し合って結集して、多様な状況に対応していくみたいところにこれから議論が進んでいくと、今後のこの会議がすごく有益なものになっていくと思う。

(事務局) 次回開催等についての説明

7 閉会